

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局
【提出日】	平成28年6月30日
【会社名】	株式会社ジェイエスエス
【英訳名】	J S S C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤木 孝夫
【本店の所在の場所】	大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
【電話番号】	06 - 6449 - 6121 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 田原 富夫
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
【電話番号】	06 - 6449 - 6121 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 田原 富夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金7円50銭 総額15,096,652円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会の新たな機関設定並びに監査役および監査役会の廃止による規定の新設・変更・削除を行うものであります。

取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、非業務執行取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第21条の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

藤木孝夫、奥村征照、古谷政徳、田原富夫、稲田勝及び森信介の6氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

久山志朗、山脇幹雄、浅野省三及び安達徹の4氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額5億円以内(うち社外取締役1億円以内)とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額1億円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	14,275	19	-	(注)1	可決 99.87
第2号議案	14,221	73	-	(注)2	可決 99.49
第3号議案				(注)3	
藤木孝夫	14,218	76	-		可決 99.47
奥村征照	14,204	90	-		可決 99.37
古谷政徳	14,218	76	-		可決 99.47
田原富夫	14,218	76	-		可決 99.47
稲田 勝	14,218	76	-		可決 99.47
森 信介	14,204	90	-		可決 99.37
第4号議案				(注)3	
久山志朗	14,217	77	-		可決 99.46
山脇幹雄	14,203	91	-		可決 99.36
浅野省三	14,217	77	-		可決 99.46
安達徹	14,216	78	-		可決 99.45
第5号議案	14,189	105	-	(注)1	可決 99.27
第6号議案	14,189	105	-	(注)1	可決 99.27

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上